

社会福祉法人村上岩船福社会居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 居宅介護支援事業は、利用者の心身の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携を図り、協力と理解のもとに利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公平な居宅介護支援サービス等の提供に努めるものとする。

2 居宅介護支援事業所を特別養護老人ホームに併設し、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 新潟県村上市下鍛冶屋572番地7 | 居宅介護支援事業所たかつぼ |
| (2) 新潟県村上市岩沢1616番地 | 居宅介護支援事業所羽衣 |
| (3) 新潟県村上市上の山2番17号 | 居宅介護支援事業所いわくすの里 |

(事業従事者の職種・員数及び職務の内容)

第4条 各事業所に所属する職種、員数及び職務の内容はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う他、指定居宅介護支援の提供にあたる。また保険者からの委託により、要介護認定等の訪問調査を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上(常勤職員)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。また保険者からの委託により、要介護認定等の訪問調査を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

土曜日、日曜日、国民の祝日(振替休日を含む。)、年末年始(12月29日から1月3日)を除く日とする。

- (2) 午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (3) 上記による以外は、電話等により常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(利用料)

第6条 利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常事業を実施する地域は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護支援事業所たかつぼ 村上市地内、胎内市黒川地区・乙地区

関川村地内

(2) 居宅介護支援事業所羽衣 村上市地内

(3) 居宅介護支援事業所いわくすの里 村上市地内

(秘密保持及び苦情に対する措置)

第8条 職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行うこととする。

2 事業者は提供した指定居宅介護支援等について、利用者から苦情があったときは、迅速かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずるものとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第9条 居宅介護支援の提供については、次の方法によるものとする。

(1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。

ア 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにするものとする。

イ 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めるものとする。

ウ 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し理解しやすいよう、説明することとする。

(2) 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。

ア 計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供する。

イ 利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や、現に提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。

ウ 利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該解決すべき課題に対応するため最も適切な組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の目標及び達成時期、サービス種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画原案を作成する。

エ 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な意見を求めるものとする。

オ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

カ 居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

キ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画のモニタリングを行い、必要に応じて居宅サ

ービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとする。

ク キに規定するモニタリングに当たっては、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。

ケ 居宅サービス計画書を変更した場合及び利用者が要介護更新認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。

コ 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性を高め、意識の共有を図る。

(3) 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡を密に行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図るものとする。また、利用者が介護保険施設への入所を希望し、又は居宅での日常生活の継続が困難と認められるに至ったときは、介護保険施設への紹介など便宜を図るものとする。

2 利用者の相談を受ける場所は、利用者の居宅で行う。ただし、利用者の希望に応じて、居宅介護支援事業所相談室等で行う場合がある。

3 利用する課題分析の種類は、MDS－HCとする。

4 サービス担当者会議の開催場所は、居宅介護支援事業所会議室あるいは利用者の居宅で行う。ただし、必要に応じて居宅介護サービス事業者の事務室等を用いる。

5 サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(記録の整備)

第12条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 居宅サービス計画

(2) アセスメントの結果記録

(3) サービス担当者会議等の記録

- (4) モニタリングの結果記録
- (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (6) 苦情の内容等に関する記録
- (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は、介護支援専門員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

附 則

- 1. この規程は、議決の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2. 社会福祉法人村上岩船福祉会荒川町在宅介護支援センターたかつぼ居宅介護支援事業運営規程（平成11年10月1日施行）は、廃止する。
- 3. 社会福祉法人村上岩船福祉会山北町在宅介護支援センターゆり花居宅介護支援事業運営規程（平成11年10月1日施行）は、廃止する。
- 4. 社会福祉法人村上岩船福祉会朝日村在宅介護支援センター羽衣居宅介護支援事業運営規程（平成11年10月1日施行）は、廃止する。
- 5. 社会福祉法人村上岩船福祉会関川村在宅介護支援センター垂水の里居宅介護支援事業運営規程（平成11年10月1日施行）は、廃止する。
- 6. 社会福祉法人村上岩船福祉会神林村在宅介護支援センターさつき園居宅介護支援事業運営規程（平成13年10月1日施行）は、廃止する。
- 7. 社会福祉法人村上岩船福祉会村上市在宅介護支援センターいわくすの里居宅介護支援事業運営規程（平成12年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（平20.2.25）

- 1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平20.11.27）

- 1. この規程は、議決の日から施行する。

附 則（平22.3.29）

- 1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23.3.30）

- 1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24.1.25）

- 1. この規程は、議決の日から施行する。

附 則（平25.1.30）

- 1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平29.1.27）

- 1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令2.2.7）

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令4. 3. 9）

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。